

04 核管六第 020 号
令和 4 年 7 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野一丁目 28 番 9 号
公益財団法人核物質管理センター
理事長 下村 和生
(公印省略)

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 第 1 項に基づき、
公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設
保安規定の変更認可を別紙のとおり申請いたします。

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

1. 変更の理由

- 1) 本年度下期に予定している組織改正により、職位名称、職務内容の変更及び職位の新設等を行うため。
- 2) 使用の継続に伴い、今後管理区域内に設置された資機材等及び使用された物品等の増加が見込まれることから、国による「放射性廃棄物でない廃棄物」の取り扱いに関する指示文書に基づいて「放射性廃棄物でない廃棄物（以下、「NR」という。）」を適切に管理するため。
- 3) その他、記載の適正化等の所要の見直しのため。

2. 変更の内容

1) 組織改正に伴う変更

- (1) 「分析課長」を「六ヶ所分析課長」、「六ヶ所検査部長」を「検査分析部長」に変更する。
- (2) 新設する保安防護管理室長の職務等を、第4条（品質マネジメントシステム）1. 2 定義、第5条（保安に関する組織）、第6条（職務）、第54条の2（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等）及び別図第1（保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織（第5条））に追加する。
- (3) 新設する設備課長の職務等を、第4条（品質マネジメントシステム）1. 2 定義、第5条（保安に関する組織）、第6条（職務）、第26条（立入制限区域に係る措置）、第35条（外部放射線に係る線量率等の測定）、第43条（周辺監視区域内に係る運搬）及び別図第1（保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織（第5条））に追加する。
- (4) 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の管理本体施設の維持・保守に関わる業務の一部を六ヶ所分析課長から設備課長に移行する。これに伴い、第15条（人員の確保）、第21条（負圧等の維持）、第22条（警報装置の管理）、第24条（異常時の措置）、第32条（作業に伴う放射線管理）、第38条の2（施設の巡視点検）、第38条の4（定期的な点検）、第45条（放射性気体廃棄物の管理）、第46条（放射性液体廃棄物の管理）、第47条（放射性固体廃棄物の管理）の実施者を六ヶ所分析課長から設備課長に変更する。また、それに付随する別表第21（保安に関する記録（第57条））の記録責任者及び保存責任者を変更し、別表第15の3（定期的な点検（第38条の4））の実施担当を変更する。

- (5) 第21条（負圧等の維持）について、六ヶ所分析課長の業務の一部を設備課長に移行したことにより、その業務の承認を行う実施者を「検査分析部長」から「所長」に変更する。
- (6) 第21条（負圧等の維持）について、第21条のただし書きの適用除外を行う実施者を「六ヶ所分析課長」から「各課長」に変更する。
- (7) 第24条（異常時の措置）について、六ヶ所分析課長の業務の一部を設備課長に移行したことにより、その業務の報告を受ける者を「検査分析部長」から「所長及び核燃料取扱主務者」に変更する。
- (8) 第26条（立入制限区域に関わる措置）について、立入制限区域の設定及び解除を行う実施者を「検査分析部長」から「所長」に変更する。また、それに付随する別表第9の2（立入制限区域の設定基準（第26条））のその他の基準を決定する者を変更する。
- (9) 第32条（作業に伴う放射線管理）について、作業を実施した課長の報告を受ける者の記載を適正化する。
- (10) 第33条（床、壁等の除染）について、安全管理課長が汚染状況の確認及び放射線防護上の措置結果を報告する者を「検査分析部長及び核燃料取扱主務者」から「所長」へ変更する。
- (11) 第41条（核燃料物質の受渡し管理）について、受渡し計画を確認する実施者に「検査分析部長」を加え、承認する実施者を「検査分析部長」から「所長」へ変更する。受渡し報告を受ける者を「部長、及び核燃料取扱主務者」から「検査分析部長、核燃料取扱主務者及び所長」へ変更する。
- (12) 第42条（核燃料物質の貯蔵）について、核物質保管室の立入制限を講ずる実施者を「六ヶ所分析課長」から「安全管理課長」に変更する。
- (13) 第43条（周辺監視区域内に係る運搬）について、六ヶ所分析課が実施する運搬を同意する者に「検査分析部長」を追加し、承認する者を「検査分析部長」から「所長」へ変更する。また、この運搬の報告を受ける者に所長を追加する。
- (14) 第44条（周辺監視区域外に係る運搬）について、六ヶ所分析課の職務の見直しにより「核燃料物質等」から「核燃料物質」に変更する。
- (15) 第46条（放射性液体廃棄物の管理）について、六ヶ所分析課長の業務の一部を設備課長に移行したことにより、液体廃棄物が管理目標を超えたときの措置を承認する者を「検査分析部長」から「所長」に変更する。
- (16) 第54条の2（緊急作業における作業員の選任及び被ばく管理等）について、緊急作業を行う場合に緊急作業計画書を作成する者を「検査分析部長」から「設備課長」に変更し、緊急作業の結果を報告する者を「検査分析部長」から「設備課長」に変更する。また、緊急作業を行う場合

に設備課長と協議を行う者を適正化する。

- (17) 別表第1(職員等に対する保安教育の実施方針(第11条))について、設備課に属する放射線業務従事者の区分を核燃料物質の使用の業務に従事する者に加えることにより、「核燃料物質の使用の業務に従事する者」から「核燃料物質の使用等の業務に従事する者」に修正する。

2) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の管理に関する変更

「第6章 放射線管理」に第31条の2(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)を新設し、旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「NR」の取扱いについて(指示)」(NISA-111a-08-1)(平成20・04・21 原院第1号)に基づいて管理することを追加する。

3) その他、記載の適正化、記載内容の充実化等の所要の見直し

- (1) 第3条(関係法令及び規定の遵守)に雇用形態の種類(任期付職員、契約専門職員)を追加する。
- (2) 第4条(品質マネジメントシステム)1.2定義に雇用形態の種類(任期付職員、契約専門職員)を追加する。
- (3) 第15条(人員の確保)第2項及び第4項の「教育・訓練」を「教育・訓練及び点検」に修正する。
- (4) 第24条(異常時の措置)第2項の「日本原燃にも」を「日本原燃に」に修正する。
- (5) 別図第2-1、別図第2-2及び別図第2-3の凡例に示す「汚染のおそれがある区域」を第25条(管理区域)に記載する表現と整合を図り「汚染のおそれのある区域」に修正する。また、「汚染のおそれがない区域」を「汚染のおそれのない区域」に修正する。
- (6) 別図第3の周辺監視区域に記載されている等高線を削除する等の所要の見直しを図る(周辺監視区域自体の変更はない)。
- (7) 別表第6(年間使用量(第20条))の種類(3)濃縮ウランに示す「濃縮度20%以上」を核燃料物質の使用の変更の許可申請と整合を図り「濃縮度20%以上95%未満」に修正する。

※ 変更内容の詳細は、別添-1「六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表新旧対照表」のとおり。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="261 779 1110 821">六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定</p> <p data-bbox="587 1612 783 1654"><u>令和3年4月</u></p> <p data-bbox="457 1703 914 1738">公益財団法人核物質管理センター</p>	<p data-bbox="1397 779 2246 821">六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定</p> <p data-bbox="1724 1612 1920 1654"><u>令和 年 月</u></p> <p data-bbox="1593 1703 2050 1738">公益財団法人核物質管理センター</p>	<p data-bbox="2407 1591 2644 1633">・改正年月の変更</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 変更なし</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、参事及び契約職員をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 変更なし</p> <p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、参事、<u>専門契約職員</u>及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、参事、<u>専門契約職員</u>及び契約職員をいう。</p>	<p>・雇用形態の種類追加</p> <p>・雇用形態の種類追加</p>

旧	新	備考
<p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、<u>六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）及び第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下、「各課長」という。）をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者</p> <p><u>(5) 部長</u> <u>(6) 分析課長</u> <u>(7) 安全管理課長</u></p> <p><u>(8) 管理課長</u> <u>(9) 安全委員会</u></p> <p>(職 務)</p> <p>第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</p> <p><u>(4) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></p> <p><u>(5) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の</u></p>	<p>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、<u>保安防護管理室長（以下、「室長」という。）、検査分析部長（以下、「部長」という。）、六ヶ所分析課長（以下、「分析課長」という。）、安全管理課長、設備課長及び管理課長をいう（第6条第6号から第9号に掲げる課長は以下、「各課長」という。）。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者 <u>(5) 室長</u> <u>(6) 部長</u> <u>(7) 分析課長</u> <u>(8) 安全管理課長</u> <u>(9) 設備課長</u> <u>(10) 管理課長</u> <u>(11) 安全委員会</u></p> <p>(職 務)</p> <p>第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る保安活動及び品質マネジメント活動を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける保安活動及び品質マネジメント活動を総括する。</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</p> <p><u>(4) 室長は、六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理を行う。</u></p> <p><u>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する保安活動を統括するとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></p> <p><u>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質の使用、保管及び運搬に係</u></p>	<p>・組織改正に伴う新部署の設置、六ヶ所検査部の名称変更及び記載の適正化（各課長の定義の見直し）。</p> <p>・組織改正に伴う新部署の設置。六ヶ所検査部の名称変更。</p> <p>・組織改正に伴う職務の規定。</p> <p>・項番の繰り下げ</p> <p>・組織改正に伴う職務の変更</p>

旧	新	備考
<p><u>管理</u>に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p><u>(6)</u> 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p><u>(7)</u> 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>第7条 ～第10条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4章 保安教育</p> <p>第11条 ～ 第14条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の操作</p> <p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 <u>分析課長</u>は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認めた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>分析課長</u>は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認めた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p>	<p>る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p><u>(7)</u> 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p><u>(8)</u> <u>設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び運搬に係る保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</u></p> <p><u>(9)</u> 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る保安活動及び他の課長が所管しない保安活動を行うとともに、これらに係る品質マネジメント活動を行う。</p> <p>第7条 ～第10条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第4章 保安教育</p> <p>第11条 ～ 第14条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の操作</p> <p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認めた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練<u>及び点検</u>のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 <u>設備課長</u>は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認めた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練<u>及び点検</u>のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p>	<p>及び項番の繰り下げ。</p> <p>・項番の繰り下げ</p> <p>・組織改正に伴う職務の規定。</p> <p>・項番の繰り下げ</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更及び所要の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・所要の見直し。</p>

旧	新	備考
<p>第16条 ～ 第20条 変更なし</p> <p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 <u>分析課長</u>は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、核燃料物質等の使用を停止させるとともに、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに部長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 <u>分析課長</u>は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>(警報装置の管理)</p> <p>第22条 警報装置の作動条件は別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>分析課長</u>は、別表第8に掲げる警報が吹鳴した場合は、第24条第2項から第6項に従って措置を講じる。</p> <p>第23条 変更なし</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。</p> <p>2 <u>分析課長</u>は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには核燃料物質の取扱いを停止し、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃にも連絡する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、<u>分析課</u>が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p>	<p>第16条 ～ 第20条 変更なし</p> <p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、<u>分析課長</u>に核燃料物質等の使用を停止させ、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。<u>分析課長は、核燃料物質の取扱いを停止し、核燃料物質等の使用、保管状況の把握に努め、設備課が行う原因の調査及び通常操作条件への復旧等に協力する。</u>ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 <u>各課長</u>は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p> <p>(警報装置の管理)</p> <p>第22条 警報装置の作動条件は別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、別表第8に掲げる警報が吹鳴した場合は、第24条第2項から第6項に従って措置を講じる。</p> <p>第23条 変更なし</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。</p> <p>2 <u>設備課長</u>は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには<u>分析課長</u>に核燃料物質の取扱いを停止させ、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。また、<u>設備課長は、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃に</u>連絡する。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、<u>設備課</u>が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</p> <p>4 <u>分析課長は、核燃料物質の取扱いを停止し、核燃料物質等の使用、保管状況の把握に努め、設備課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措</u></p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の規定</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更、管理者の職務の変更及び所要の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の規定。</p>

旧	新	備考
<p>4 <u>分析課長</u>は、安全管理課長の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を<u>部長</u>に報告する。</p> <p>5 <u>部長</u>は、前項の結果を<u>所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</u></p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第25条 変更なし</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第26条 <u>部長</u>は、管理区域のうち別表第9の2に掲げる線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、<u>分析課長を指揮して、</u>標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限する。ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 <u>部長</u>は、前項の区域（以下「立入制限区域」という。）に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>部長</u>は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 <u>部長は、立入制限区域の設定及び解除について、その都度所長に報告する。</u></p> <p>第27条 ～ 第31条 変更なし</p>	<p><u>置に協力する。</u></p> <p>5 <u>設備課長</u>は、安全管理課長<u>及び分析課長</u>の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を<u>所長及び核燃料取扱主務者</u>に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第25条 変更なし</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第26条 <u>所長</u>は、管理区域のうち別表第9の2に掲げる線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限<u>させる。</u>ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の区域（以下「立入制限区域」という。）に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>所長</u>は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長、<u>分析課長及び設備課長</u>と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>第27条 ～ 第31条 変更なし</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更および項番の繰り下げ。</p> <p>・前項の変更により削除。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の削除。</p>

旧	新	備考
<p>(新規)</p> <p>(作業に伴う放射線管理) 第32条 各課長は、管理区域内で別に定める線量等の基準を超える作業を行う場合は、作業による線量及び作業区域の放射線状況に応じた作業方法等に関する放射線作業計画を立案し、放射線防護上の措置について安全管理課長の確認（安全管理課長が作成した場合を除く。）を得る。 2 前項の計画を立案した課長は、その計画について分析課長の確認（分析課長が作成した場合を除く。）、核燃料取扱主務者の同意を受け、部長（管理課長又は安全管理課長にあっては所長）の承認を得た後に作業を実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第31条の2 安全管理課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」を判断する場合、次に定める事項を確認する。 <u>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲は、第25条に定める管理区域に設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下本条において「資材等」という。）及び当該区域内において使用された工具類等（以下本条において「物品」という。）とする。</u> <u>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等は、以下のとおりとする。</u> ① 汚染のおそれのない区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。 ② 汚染のおそれのある区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 ③ 汚染のおそれのない区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 ④ 汚染のおそれのある区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。また、信頼性を高める観点から、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 2 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、<u>管理区域から搬出するまでの間、核燃料物質等により汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</u> (作業に伴う放射線管理) 第32条 各課長は、管理区域内で別に定める線量等の基準を超える作業を行う場合は、作業による線量及び作業区域の放射線状況に応じた作業方法等に関する放射線作業計画を立案し、放射線防護上の措置について安全管理課長の確認（安全管理課長が作成した場合を除く。）を得る。 2 前項の計画を立案した課長は、その計画について設備課長の確認（設備課長が作成した場合を除く。分析課長が作成した場合に限り部長も確認する。）、核燃料取扱主務者の同意を受け、所長の承認を得た後に作業を実施する。</p>	<p>・放射性廃棄物ではない廃棄物の管理を規定。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p>

旧	新	備考
<p>3 安全管理課長は、作業の実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上の必要がある場合は、作業を実施する課長に指導・助言を行う。</p> <p>4 第2項の作業を実施した課長は、作業終了後、作業による線量その他について、<u>分析課長</u>及び安全管理課長（それぞれ自ら実施した場合を除く。）、並びに核燃料取扱主務者及び<u>部長（管理課長又は安全管理課長にあっては所長）</u>に報告する。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、<u>部長及び核燃料取扱主務者</u>に報告する。</p> <p>第34条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>（外部放射線に係る線量率等の測定）</p> <p>第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第36条 ～ 第37条 変更なし</p>	<p>3 安全管理課長は、作業の実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上の必要がある場合は、作業を実施する課長に指導・助言を行う。</p> <p>4 第2項の作業を実施した課長は、作業終了後、作業による線量その他について、<u>設備課長</u>及び安全管理課長（それぞれ自ら実施した場合を除く。）、<u>部長（分析課長が作成した場合に限る。）</u>並びに核燃料取扱主務者及び<u>所長</u>に報告する。</p> <p>（床、壁等の除染）</p> <p>第33条 各課長は、別表第10（2）に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、<u>所長</u>に報告する。</p> <p>第34条 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>（外部放射線に係る線量率等の測定）</p> <p>第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、<u>分析課長及び設備課長</u>へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第36条 ～ 第37条 変更なし</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の追加。</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p>(施設管理)</p> <p>第 3 8 条 所長は、使用施設等の安全確保及び性能維持のため、六ヶ所保障措置分析所の施設管理方針を策定する。</p> <p>2 各課長は、第 1 項の施設管理方針を受け、達成度が判定可能な施設管理目標を定める。なお、所管する設備・機器のうち、施設管理の重要度が高いものについて、定量的な施設管理目標を設定するものとする。</p> <p>3 各課長は、前項の施設管理目標を設定したときは、部長（安全管理課長及び管理課長は除く。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、前項の施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた使用施設等の実施に関する計画（以下、「施設管理実施計画」という。）を策定し、部長（安全管理課長及び管理課長は除く。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。なお、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、特別な措置を講じることを計画すること。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること</p> <p>(3) 使用施設等の巡視に関すること</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること</p> <p>(5) 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>5 各課長は、施設管理実施計画に基づき施設管理を実施する。</p> <p>(施設の巡視点検)</p> <p>第 3 8 条の 2 分析課長は、核燃料物質等の使用前及び使用後に第 3 8 条に定める施設管理実施計画に基づき別表第 1 5 の 2 に掲げる巡視点検を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の巡視点検において異常を認めた場合は、第 2 4 条第 2 項に従って必要な措置を講じるとともに通報を行う。なお、その後の対応は、第 2 4 条第 3 項から第 6 項に従って行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p>(施設管理)</p> <p>第 3 8 条 所長は、使用施設等の安全確保及び性能維持のため、六ヶ所保障措置分析所の施設管理方針を策定する。</p> <p>2 各課長は、第 1 項の施設管理方針を受け、達成度が判定可能な施設管理目標を定める。なお、所管する設備・機器のうち、施設管理の重要度が高いものについて、定量的な施設管理目標を設定するものとする。</p> <p>3 各課長は、前項の施設管理目標を設定したときは、部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、前項の施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた使用施設等の実施に関する計画（以下、「施設管理実施計画」という。）を策定し、部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。なお、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、特別な措置を講じることを計画すること。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること</p> <p>(3) 使用施設等の巡視に関すること</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること</p> <p>(5) 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>5 各課長は、施設管理実施計画に基づき施設管理を実施する。</p> <p>(施設の巡視点検)</p> <p>第 3 8 条の 2 設備課長は、核燃料物質等の使用前及び使用後に第 3 8 条に定める施設管理実施計画に基づき別表第 1 5 の 2 に掲げる巡視点検を行う。</p> <p>2 設備課長は、前項の巡視点検において異常を認めた場合は第 2 4 条第 2 項に従って必要な措置を講じるとともに通報を行う。なお、その後の対応は、第 2 4 条第 3 項から第 6 項に従って行う。</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p>

旧	新	備考
<p>第38条の3 変更なし</p> <p>(定期的な点検) 第38条の4 分析課長及び安全管理課長は、第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の3に定める定期的な点検を年1回以上行う。 2 分析課長は、前項の点検の結果に異常を認めた場合は、修理等の措置を講ずる。 3 安全管理課長が行う第1項の点検の結果に基づく措置は第37条第2項及び第3項による。</p> <p>(修理等の計画) 第39条 各課長は、保障措置分析所の施設又は設備若しくは機器（以下、「施設等」という。）の修理、改造及びに新設並びに更新（以下、「修理等」という。）を行う場合であって、これが保障措置分析所の保安に影響すると認めた場合は、あらかじめ計画を作成し、部長（管理課長又は安全管理課長は除く。）の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。 2 各課長は、前項の計画を作成する場合は、許認可手続きの必要の有無及び使用前検査の必要の有無を確認する。 3 所長は、使用前検査が必要と判断した場合、検査責任者及び検査員を指名し、使用前検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設等の修理等の実施者以外の者とする。 4 検査責任者は、使用前検査を実施するにあたり、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を作成する。なお、検査の方法は次に掲げる方法で行う。 (1) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 (2) 機能及び性能を確認するために十分な方法 (3) その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法 5 各課長は、検査責任者の求めに応じ、第4項の検査要領書の作成に必要な情報を提供する。 6 各課長は、第1項の計画による修理等並びに前項の使用前検査を終えたときは、その記録について部長（管理課長又は安全管理課長は除く）及び核燃料取扱主務者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>第40条 ～ 第40条の2 変更なし</p>	<p>第38条の3 変更なし</p> <p>(定期的な点検) 第38条の4 設備課長及び安全管理課長は、第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の3に定める定期的な点検を年1回以上行う。 2 設備課長は、前項の点検の結果に異常を認めた場合は、修理等の措置を講ずる。 3 安全管理課長が行う第1項の点検の結果に基づく措置は第37条第2項及び第3項による。</p> <p>(修理等の計画) 第39条 各課長は、保障措置分析所の施設又は設備若しくは機器（以下、「施設等」という。）の修理、改造及びに新設並びに更新（以下、「修理等」という。）を行う場合であって、これが保障措置分析所の保安に影響すると認めた場合は、あらかじめ計画を作成し、部長（分析課長に限る。）の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。 2 各課長は、前項の計画を作成する場合は、許認可手続きの必要の有無及び使用前検査の必要の有無を確認する。 3 所長は、使用前検査が必要と判断した場合、検査責任者及び検査員を指名し、使用前検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設等の修理等の実施者以外の者とする。 4 検査責任者は、使用前検査を実施するにあたり、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を作成する。なお、検査の方法は次に掲げる方法で行う。 (1) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 (2) 機能及び性能を確認するために十分な方法 (3) その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法 5 各課長は、検査責任者の求めに応じ、第4項の検査要領書の作成に必要な情報を提供する。 6 各課長は、第1項の計画による修理等並びに前項の使用前検査を終えたときは、その記録について部長（分析課長に限る。）及び核燃料取扱主務者の確認を得て、所長に報告する。</p> <p>第40条 ～ 第40条の2 変更なし</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更。 ・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第41条 分析課長は、核燃料物質を再処理施設から受け入れ又は同工場へ払い出す場合は、あらかじめ受渡し計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意<u>及び部長</u>の承認を得る。この計画を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 分析課長は、前項の計画により核燃料物質を受け入れ又は払い出すときは、これに係わる設備の健全性を確認するとともに、受入れの際には取扱量を超えないことを確認する。また、払出しの場合であって、運搬容器に封入して管理区域から搬出する際は、当該容器の健全性を確認するとともに、第31条による安全管理課長の表面密度等の確認を受ける。</p> <p>3 分析課長は、第1項の計画による受入れ及び払出しが終了したときは、その結果を<u>部長及び核燃料取扱主務者</u>に報告する。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第16に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。</p> <p>2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 <u>分析課長</u>は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第43条 分析課長は、周辺監視区域内において<u>核燃料物質等</u>を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意<u>及び部長</u>の承認を得る。</p> <p>2 分析課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 分析課長は、第1項の運搬が終了したときは、<u>部長及び核燃料取扱主務者</u>に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 核燃料物質等の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第41条 分析課長は、核燃料物質を再処理施設から受け入れ又は同工場へ払い出す場合は、あらかじめ受渡し計画を作成し、<u>部長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長</u>の承認を得る。この計画を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 分析課長は、前項の計画により核燃料物質を受け入れ又は払い出すときは、これに係わる設備の健全性を確認するとともに、受入れの際には取扱量を超えないことを確認する。また、払出しの場合であって、運搬容器に封入して管理区域から搬出する際は、当該容器の健全性を確認するとともに、第31条による安全管理課長の表面密度等の確認を受ける。</p> <p>3 分析課長は、第1項の計画による受入れ及び払出しが終了したときは、その結果を<u>部長、核燃料取扱主務者及び所長</u>に報告する。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第16に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。</p> <p>2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 <u>安全管理課長</u>は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第43条 分析課長は、周辺監視区域内において<u>核燃料物質</u>を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)する場合は、あらかじめ<u>部長及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長</u>の承認を得る。</p> <p>2 分析課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 分析課長は、第1項の運搬が終了したときは、<u>部長、核燃料取扱主務者及び所長</u>に報告する。</p> <p>4 <u>設備課長は、周辺監視区域内において核燃料物質に汚染された物(放射性固体廃棄物)を運搬する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</u></p> <p>5 <u>設備課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</u></p> <p>6 <u>設備課長は、第4項の運搬が終了したときは、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</u></p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の規定。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の規定。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の職務の規定。</p>

旧	新	備考
<p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第44条 部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 分析課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに分析課長及び核燃料取扱主務者へ連絡する。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 分析課長は、前項の連絡を受けたときは、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じるとともに、原因及び講じた措置について部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに分析課長へ通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第44条 部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 設備課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の職務の見直し。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更および所要の見直し。</p> <p>・前項の変更により削除。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更および所要の見直し。</p> <p>・項番の繰り下げ。</p>

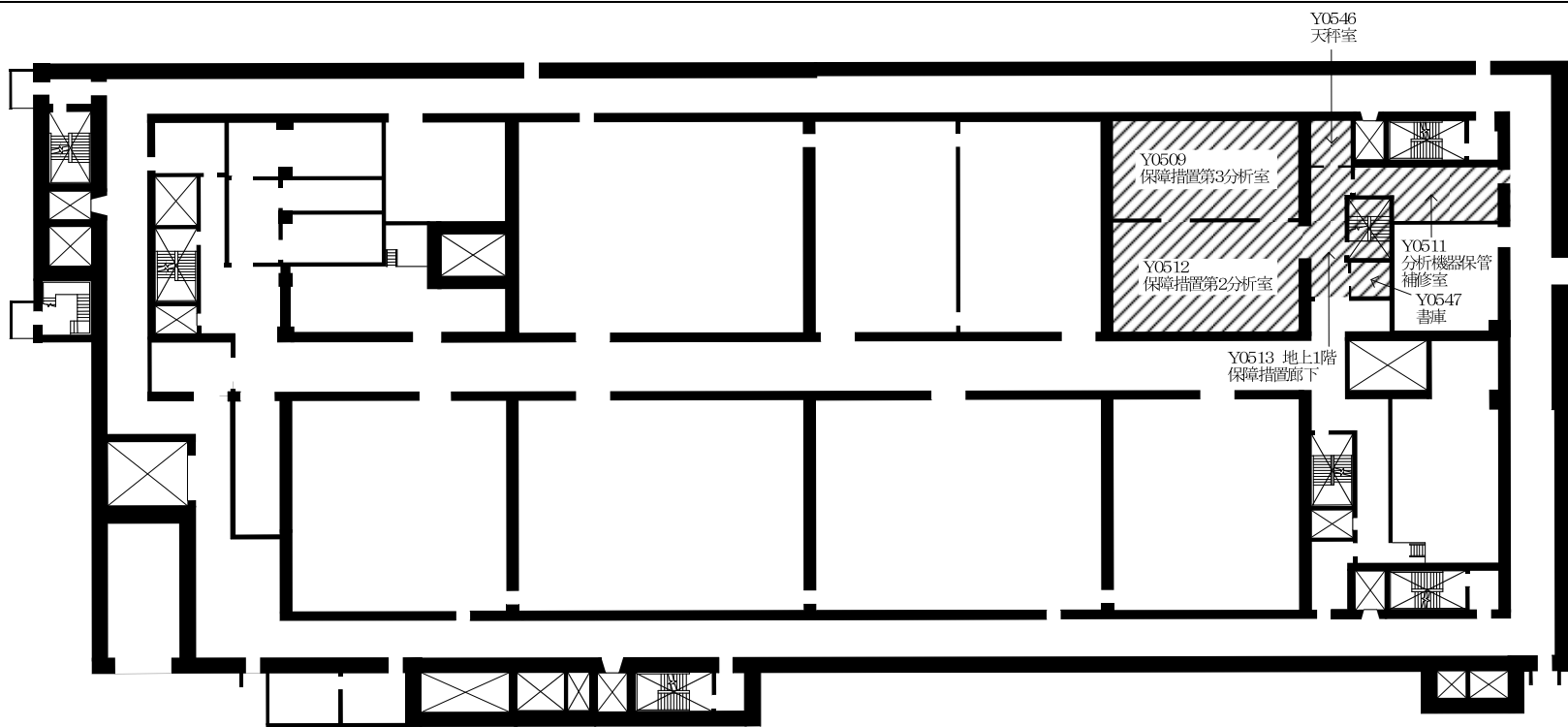
旧	新	備考
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、分析課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、分析課長に報告する。</p> <p>3 分析課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 分析課長は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1)で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p> <p>①汚染拡大防止のため20Lビン又は指定の容器（以下「20Lビン等」という。）もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため20Lビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器（パディラック）に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 分析課長は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第24条に従い分析課長に通報する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 設備課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、設備課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、設備課長に報告する。</p> <p>3 設備課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 設備課長は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 設備課長は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1)で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p> <p>①汚染拡大防止のため20Lビン又は指定の容器（以下「20Lビン等」という。）もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため20Lビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器（パディラック）に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 設備課長は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の変更。</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第11章 非常時の措置</p> <p>第48条 ～ 第54条 変更なし</p> <p>(緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等)</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。</p> <p>(1) 第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 第2項の場合にあつては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。</p> <p>4 各課長は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>6 部長は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、各課長及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。</p> <p>9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配</p>	<p style="text-align: center;">第11章 非常時の措置</p> <p>第48条 ～ 第54条 変更なし</p> <p>(緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等)</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。）を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。</p> <p>(1) 第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 第2項の場合にあつては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。</p> <p>4 室長及び各課長は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 室長及び各課長は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>6 設備課長は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、部長、室長、分析課長、安全管理課長、管理課長及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。</p> <p>9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配</p>	<p>・組織改正に伴い、管理者を追加。</p> <p>・組織改正に伴い、管理者を追加。</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の見直し。</p>

旧	新	備考
<p>置替えの後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職する際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>10 部長は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第55条 ～ 第56条 変更なし</p> <p>第12章 記録及び報告</p> <p>第57条 第59条 変更なし</p> <p>第13章 情報の共有と公開</p> <p>第60条 ～第61条 変更なし</p> <p>(新規)</p>	<p>置替えの後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職する際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>10 設備課長は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第55条 ～ 第56条 変更なし</p> <p>第12章 記録及び報告</p> <p>第57条 第59条 変更なし</p> <p>第13章 情報の共有と公開</p> <p>第60条 ～第61条 変更なし</p> <p><u>附 則 (令和4年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	<p>・組織改正に伴う、管理者の見直し。</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">* 1 監査時に随時設置する組織</p> <p>別図第1 保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織（第5条）</p>	<p style="text-align: center;">* 1 監査時に随時設置する組織</p> <p>別図第1 保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織（第5条）</p>	<p>・組織改正に伴う新部署の設置及び見直し。</p>

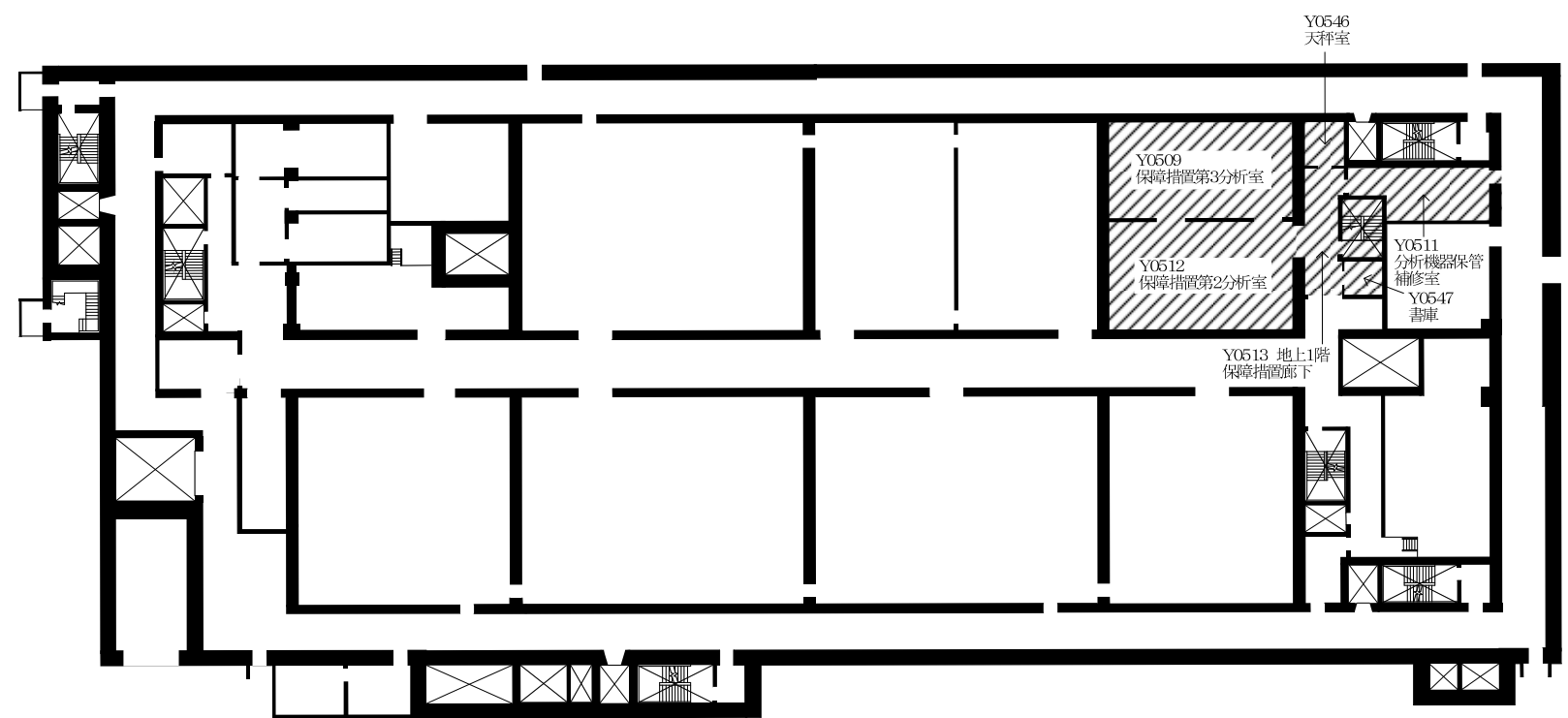
旧



保障措置分析所管理区域	
	: 汚染のおそれがある区域
	: 汚染のおそれがない区域

別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

新



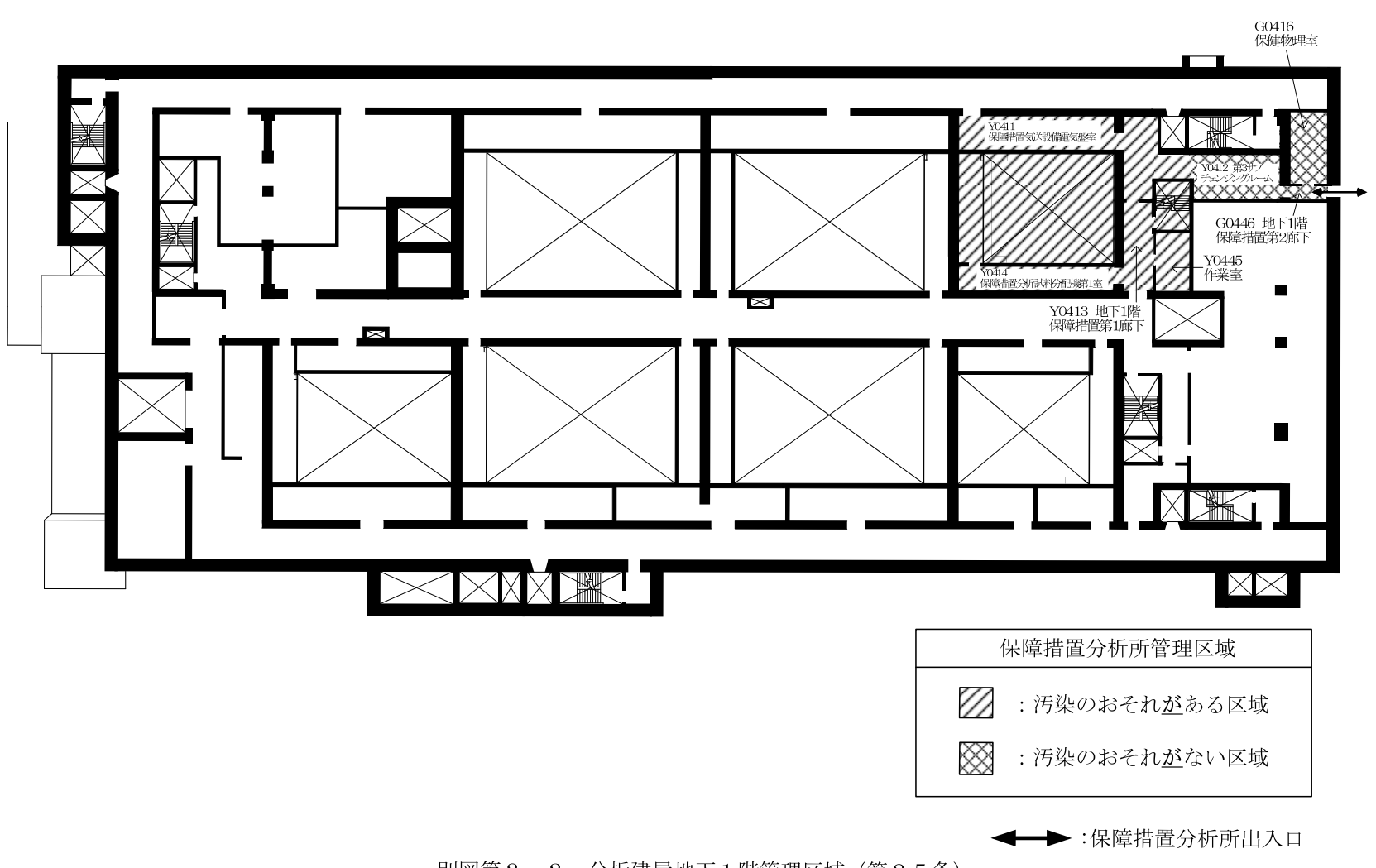
保障措置分析所管理区域	
	: 汚染のおそれのある区域
	: 汚染のおそれのない区域

別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

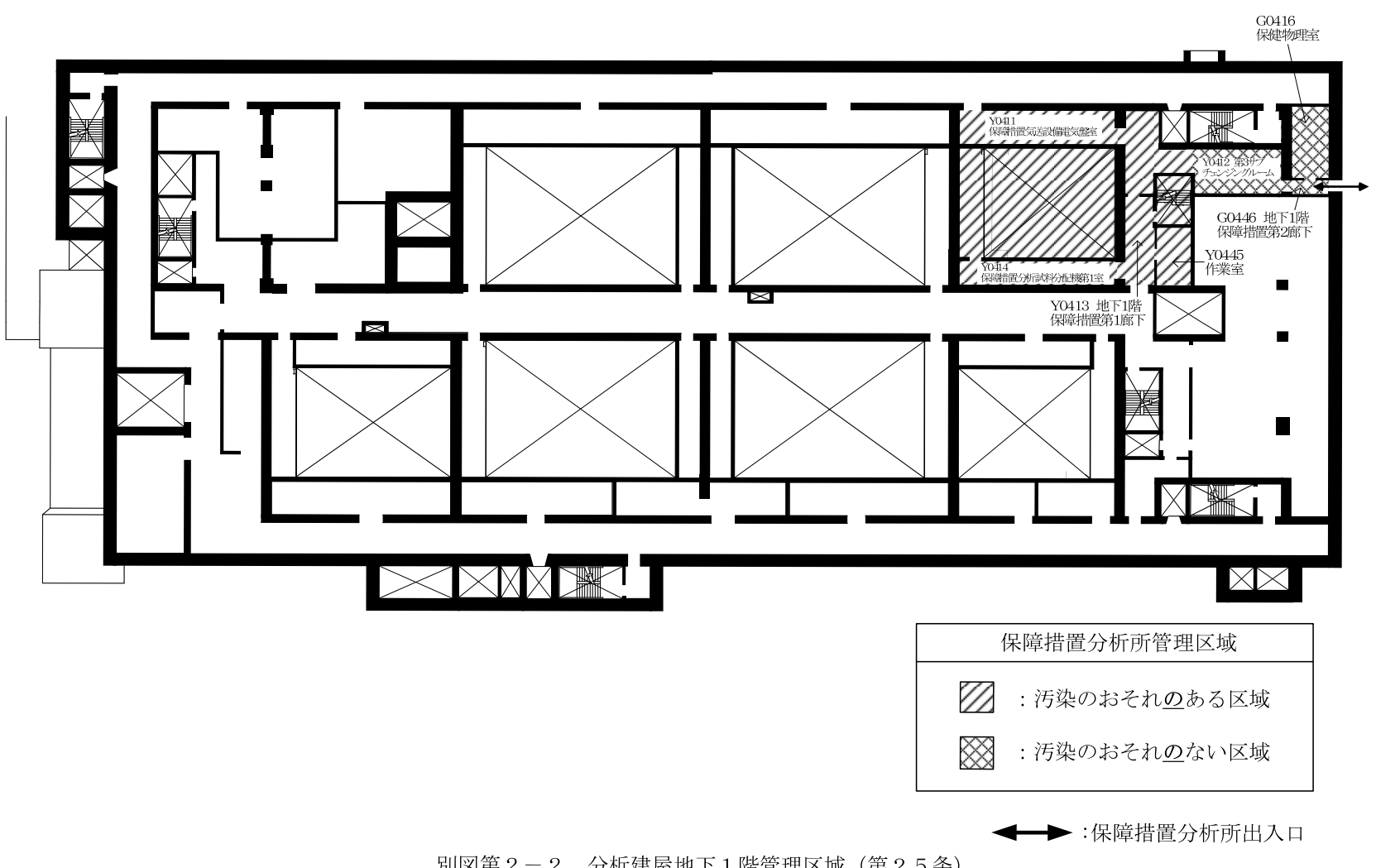
備考

・ 所要の見直し

旧



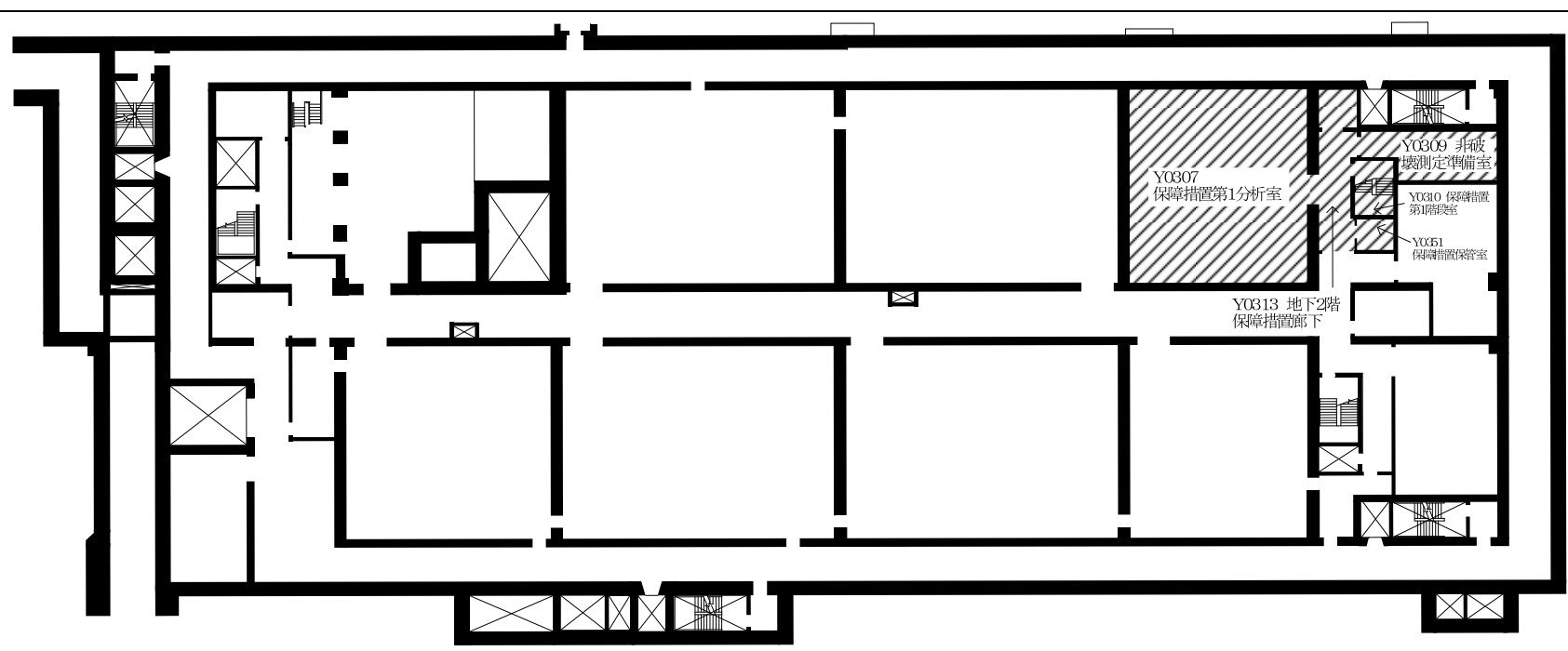
新





備考

・ 所要の見直し

旧

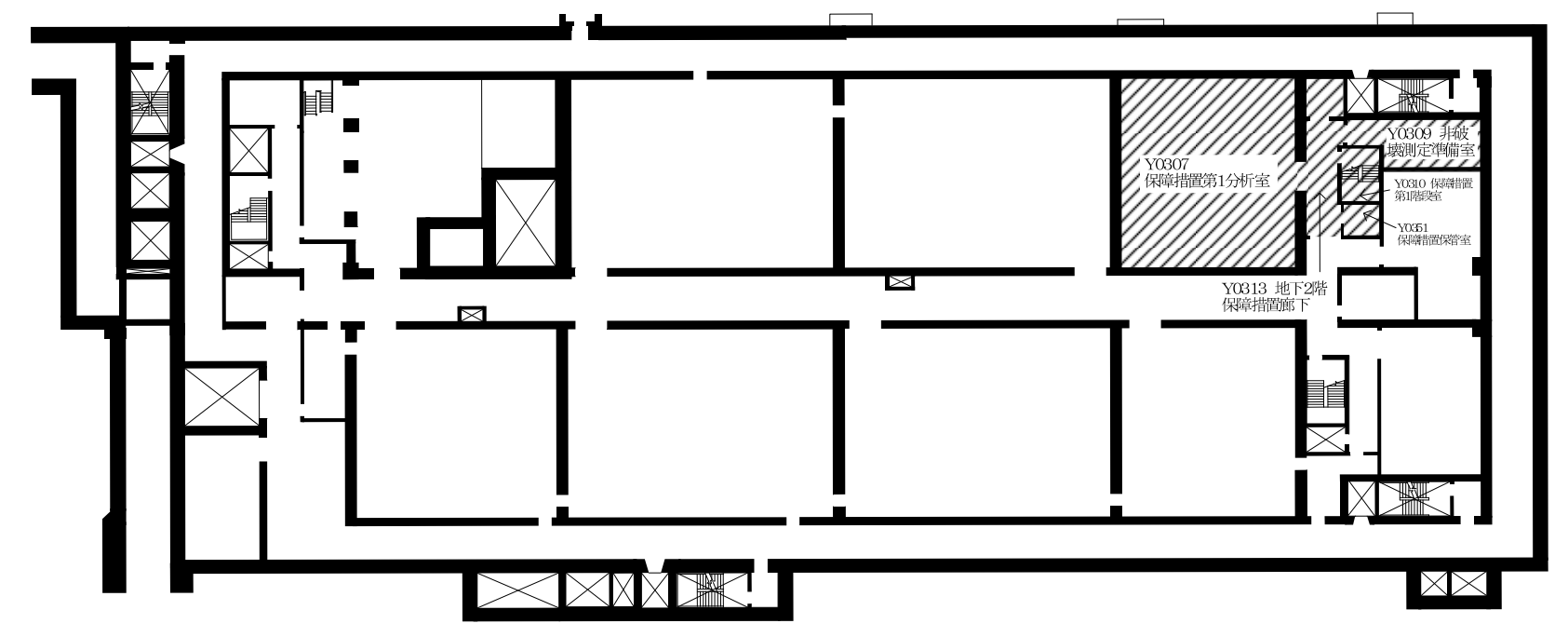


保障措置分析所管理区域



 : 汚染のおそれがある区域
 : 汚染のおそれがない区域

別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

新



保障措置分析所管理区域

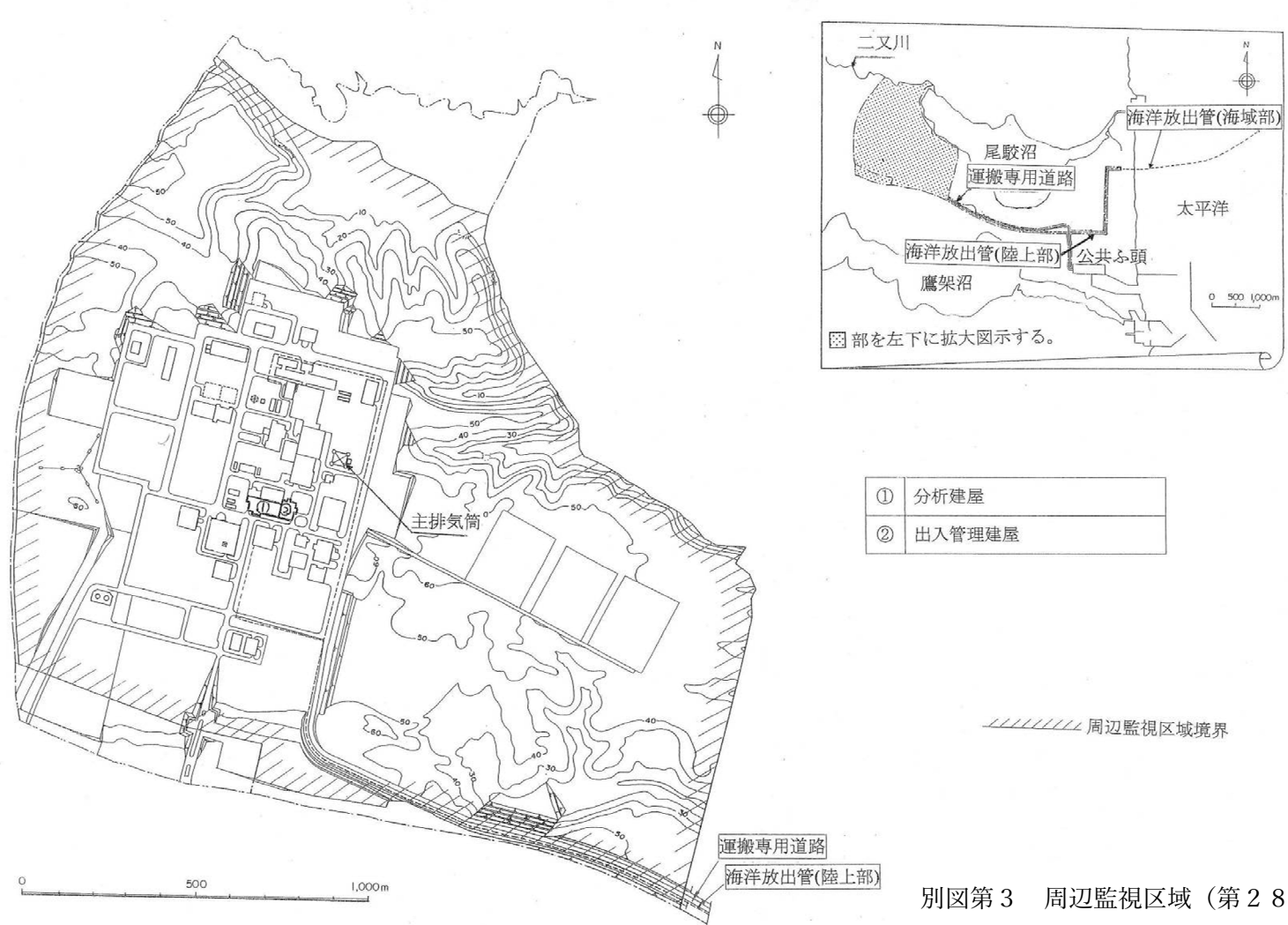
 : 汚染のおそれのある区域
 : 汚染のおそれのない区域

別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

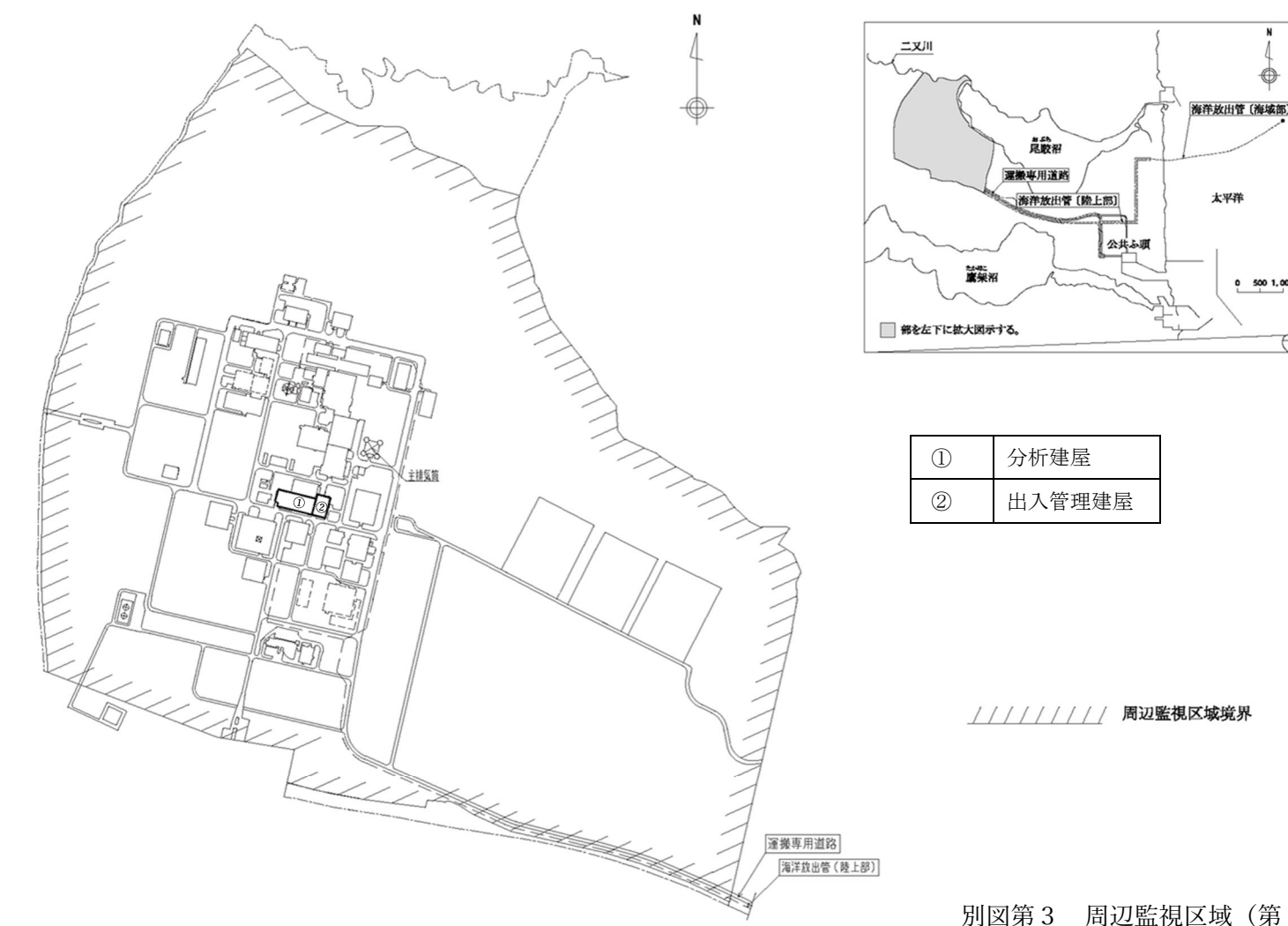
備考

・ 所要の見直し

旧



新



備考

・所要の見直し

別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針（第11条）

保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者			その他の職員等
			核燃料物質の使用の業務に従事する者	放射線管理の業務に従事する者	その他の業務に従事する者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（90分以上）	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	法令改正時又は保安規定変更時	◎	◎	○	○
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	使用施設等の構造、性能及び操作に関する教育（使用許可申請添付書類に記載された安全対策、障害対策に関する事項、使用施設等の巡視点検に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	使用変更許可時	◎	◎	○	○
	使用施設等の設備の操作に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	—	—	—
放射線管理に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	放射線防護（放射線の性質、生体への影響、線量等の監視方法、管理区域への立入り及び退出の方法、汚染時の措置等）、及び管理区域内作業に必要な事項に関する教育	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	放射線管理及び放射線防護に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	◎	○	—
	放射線管理設備の運用に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	—	◎	—	—
核燃料物質の取扱いに関すること（60分以上）	使用施設において取り扱う核燃料物質の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する教育（臨界管理に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する実務的な教育	1回/年	◎	◎	○	—
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	異常時・非常時の措置に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	◎	◎	○	○

注1) ◎：すべての教育内容が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育内容が対象（これに応じて時間数も短縮） —：教育の対象外
注2) 放射線業務従事者指定時又は配属時の教育を受けた者は、その年度については1回/年（定期）の実務的教育の対象としない。

旧

別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針（第11条）

保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者			その他の職員等
			核燃料物質の使用等の業務に従事する者	放射線管理の業務に従事する者	その他の業務に従事する者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（90分以上）	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	法令改正時又は保安規定変更時	◎	◎	○	○
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	使用施設等の構造、性能及び操作に関する教育（使用許可申請添付書類に記載された安全対策、障害対策に関する事項、使用施設等の巡視点検に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	使用変更許可時	◎	◎	○	○
	使用施設等の設備の操作に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	—	—	—
放射線管理に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	放射線防護（放射線の性質、生体への影響、線量等の監視方法、管理区域への立入り及び退出の方法、汚染時の措置等）、及び管理区域内作業に必要な事項に関する教育	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	放射線管理及び放射線防護に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	◎	○	—
	放射線管理設備の運用に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	—	◎	—	—
核燃料物質の取扱いに関すること（60分以上）	使用施設において取り扱う核燃料物質の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する教育（臨界管理に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する実務的な教育	1回/年	◎	◎	○	—
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	異常時・非常時の措置に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	◎	◎	○	○

注1) ◎：すべての教育内容が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育内容が対象（これに応じて時間数も短縮） —：教育の対象外
注2) 放射線業務従事者指定時又は配属時の教育を受けた者は、その年度については1回/年（定期）の実務的教育の対象としない。

新

備考

・組織改正に伴う見直し

別表第3 ～ 別表第5 変更なし

別表第6 年間予定使用量(第20条)

種類	年間予定使用量	
	最大存在量 ()内は ²³⁵ U量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U量
(1) 劣化ウラン		
(2) 天然ウラン		
(3) 濃縮ウラン		
濃縮度5%未満		
濃縮度5%以上20%未満		
濃縮度20%以上		
(4) プルトニウム(非密封)		
(5) プルトニウム(密封)		
(6) ウラン233		

別表第7 ～ 別表第9 変更なし

別表第9の2 立入制限区域の設定基準(第26条)

区分	基準
外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域
空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条(放射線業務従事者に係る濃度限度)第1項第3号に定める濃度を超える区域
表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm ² を超える区域
その他	上記に掲げるほか、 六ヶ所検査部長 が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要であると認めた場合

別表第3 ～ 別表第5 変更なし

別表第6 年間予定使用量(第20条)

種類	年間予定使用量	
	最大存在量 ()内は ²³⁵ U量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U量
(1) 劣化ウラン		
(2) 天然ウラン		
(3) 濃縮ウラン		
濃縮度5%未満		
濃縮度5%以上20%未満		
濃縮度20%以上95%未満		
(4) プルトニウム(非密封)		
(5) プルトニウム(密封)		
(6) ウラン233		

別表第7 ～ 別表第9 変更なし

別表第9の2 立入制限区域の設定基準(第26条)

区分	基準
外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域
空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条(放射線業務従事者に係る濃度限度)第1項第3号に定める濃度を超える区域
表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm ² を超える区域
その他	上記に掲げるほか、 所長 が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要であると認めた場合

・記載の適正化

・組織改正に伴う、管理者の見直し

旧			新			備考
別表第10～別表第15の2 変更なし			別表第10～別表第15の2 変更なし			・組織改正に伴う、管理者の見直し
別表第15の3 定期的な点検（第38条の4）			別表第15の3 定期的な点検（第38条の4）			
設備等	点検項目	実施担当	設備等	点検項目	実施担当	
分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	分析課長	分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	設備課長	
フード	流入風速		フード	流入風速		
液体廃棄設備	系統確認		液体廃棄設備	系統確認		
建屋換気	差圧確認		建屋換気	差圧確認		
放射線管理設備 排気ダストモニタ α線ダストモニタ β線ダストモニタ γ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ ハンドフットクロスモニタ エアスニファ 放射能測定装置 サーベイメータ	校正 警報作動※	安全管理課長	放射線管理設備 排気ダストモニタ α線ダストモニタ β線ダストモニタ γ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ ハンドフットクロスモニタ エアスニファ 放射能測定装置 サーベイメータ	校正 警報作動※	安全管理課長	
※エアスニファ、放射能測定装置及びサーベイメータを除く。			※エアスニファ、放射能測定装置及びサーベイメータを除く。			
別表第16 別表第20の2 変更なし			別表第16 別表第20の2 変更なし			

旧					新					備考
別表第2-1 保安に関する記録(第57条) (1) 核燃料使用規則第2条の11及び第2条の12に定める記録					別表第2-1 保安に関する記録(第57条) (1) 核燃料使用規則第2条の11及び第2条の12に定める記録					<p>・組織改正に伴う、管理者の見直し</p> <p>・組織改正に伴う、管理者の見直し</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 使用施設等の施設管理記録					1. 使用施設等の施設管理記録					
(略)					(略)					
2. 放射線管理記録					2. 放射線管理記録					
(イ) 保障措置分析所の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	安全管理課長	安全管理課長	5年間	(イ) 保障措置分析所の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	安全管理課長	安全管理課長	5年間	
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水する場合は連続して)	排気については安全管理課長 排水については分析課長	排気については安全管理課長 排水については分析課長		(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水する場合は連続して)	排気については安全管理課長 排水については設備課長	排気については安全管理課長 排水については設備課長		
(略)					(略)					
(リ) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	分析課長	分析課長	核燃料使用規則第2条の11第7項に定める期間	(リ) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	設備課長	設備課長	核燃料使用規則第2条の11第7項に定める期間	
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度				(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度				

旧					新					備考
3. 警報装置から発せられた警報の内容	核燃料物質使用の変更の許可申請書に記載の警報設備の警報吹鳴の都度※	設備を所管する職位	設備を所管する職位	1年間	3. 警報装置から発せられた警報の内容	核燃料物質使用の変更の許可申請書に記載の警報設備の警報吹鳴の都度※	設備を所管する職位	設備を所管する職位	1年間	・組織改正に伴う、管理者の見直し
4. 保障措置分析所の事故記録					4. 保障措置分析所の事故記録					
(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	部長	部長	核燃料使用規則第2条の11第7項に定める期間	(イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	所長	所長	核燃料使用規則第2条の11第7項に定める期間	
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度				(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度				
(ハ) 事故の原因	その都度				(ハ) 事故の原因	その都度				
(ニ) 事故後の措置	その都度				(ニ) 事故後の措置	その都度				
(略)					(略)					